

# 東和病院通所リハビリテーション 感染症対策指針

## 第1条(目的)

本指針は、通所リハビリテーションにおける感染症の発生及びまん延を防止し、利用者および職員の安全確保と適切なサービス提供の継続を目的とする。

## 第2条(基本方針)

1. 感染症の「持ち込まない・広げない・持ち出さない」を基本原則とする
2. 標準予防策(スタンダードプリコーション)を徹底する
3. 感染症発生時は迅速かつ適切に対応し、拡大防止を図る
4. 行政・医療機関と連携し、最新情報に基づいた対応を行う
- 5.

## 第3条(対象とする感染症)

本指針で対象とする主な感染症は以下の通りとする:

- インフルエンザ
- 新型コロナウイルス感染症
- ノロウイルス感染症
- 感染性胃腸炎
- 結核
- 疥癬
- その他集団感染の恐れがある感染症

## 第4条(感染症対策委員会の設置)

1. 事業所内に感染対策委員会を設置する
2. 構成メンバー
  - 管理者 : 糸田川 隼也
  - 医師 : 花木 豊
  - 看護職員 : 高谷 千恵
  - リハビリテーション科長、通所リハビリテーション代表、薬局長、検査科長
  - 事務長、放射線科長、栄養科長、書記
3. 実施内容
  - 月1回の感染症対策委員会開催
  - 感染症対策の検討・見直し
  - 発生時の対応検証

## 第5条(職員研修)

1. 年2回以上の感染症対策研修を実施
2. 研修内容
  - 標準予防策
  - 手指衛生(手洗い・アルコール消毒)
  - PPE(个人防护具)の着脱方法
  - 嘔吐物処理方法
  - 発生時対応フロー
3. 新規採用職員には入職時研修を実施

## 第6条(健康管理)

### 1. 利用者

- 利用前の体温・体調確認
- 発熱・咳・嘔吐等がある場合は利用中止
- 家族・ケアマネとの情報共有

## 2. 職員

- 出勤前の健康チェック(体温・症状確認)
- 発熱・体調不良時は出勤停止
- 必要時は医療機関受診

## 第7条(標準予防策)

1. 手指衛生の徹底
  - 利用者対応前後
  - 排泄介助後
  - 食事介助前後
2. 個人防護具(PPE)の使用
  - 手袋、マスク、エプロンの適切使用
  - 利用者のマスク着用義務
3. 環境整備
  - 手すり・テーブル・送迎車内の定期消毒
  - 換気の徹底(1時間に1回以上)
  - アクリルパネル設置

## 第8条(感染症発生時の対応)

1. 発生の把握
  - 利用者・職員の感染確認
2. 初期対応
  - 感染者の隔離
  - 接触者の特定
3. 拡大防止措置
  - 利用制限・休業の検討
  - ゾーニング実施
4. 報告
  - 管理者へ報告

- 必要に応じて保健所へ報告

## 第 9 条(嘔吐物・排泄物の処理)

1. 使い捨て手袋・マスク・エプロンを着用
2. 次亜塩素酸ナトリウムで消毒
3. 汚染物は密閉廃棄
4. 処理後の手指衛生徹底

## 第 10 条(送迎時の対策)

- 乗車前の体調確認
- 車内換気の徹底
- 利用者間の距離確保(可能な範囲)
- 送迎車の消毒

## 第 11 条(記録と報告)

- 感染症発生時は記録を作成
  - 発生日
  - 症状
  - 対応内容
- 再発防止策の検討・共有

## 第 12 条(事業継続計画(BCP)との連携)

感染症発生時は、別途定める BCP(感染症編)に基づき対応する。

## 第 13 条(見直し)

本指針は、法令改正や感染状況の変化に応じて適宜見直す。

## 附則

本指針は令和 4 年 4 月 12 日より施行する。